

8 よくいただくご質問とその回答

1 補助制度の内容について

(1)	年収がどれくらいまでの世帯が、補助金の対象になりますか。	各世帯によって控除の額や扶養親族の人数が異なりますので一概には言えませんが、国が示す基準では、父・母・子ども2人の世帯で年収約680万円以下の世帯が補助金に該当すると想定しています。
(2)	園児の上に小学4年の兄と小学2年の姉がいますが、園児は第何子となりますか。	この就園奨励費補助金においては、小学4年生以上の兄や姉は数えませんので、第2子として補助金を算定します。
(3)	今年度は、第3子以降については所得制限がないと考えてよいですか。	2人以上の兄や姉が幼稚園などに同時に在園する場合に限り、第3子以降の所得制限が廃止され、保護者の税額にかかわらず補助の対象となります。(ただし2人の兄や姉のうちいずれか、または両方が小学生の場合は、所得制限が適用されます)
(4)	世帯の税額区分の基準が昨年と変わっているのはなぜですか。	平成24年度から住民税の扶養控除が見直された影響を極力排除するため、今年度は国から、各世帯の扶養親族の人数に応じた所得の基準が示され、変更となりました。
(5)	補助金は、いつごろ支給されますか。	6月末までに幼稚園に申請した方の分の補助金は、12月に市から幼稚園に支払います。幼稚園から保護者の方への支給方法や時期は幼稚園により異なりますので、幼稚園にご確認ください。また、年度途中に入園された方は年度末に園に支払います。なお、年度途中で退園された方には、差額を返納いただく場合があります。
(6)	交付された金額が、補助金額の表に載っていた額より少ないのですが、なぜですか。	①年度の途中で入園(退園)した、②今年度の年間の保育料と入園料の合計額が、補助金の上限額に満たなかった、などの理由が考えられます。不明な場合は、幼稚園にご確認ください。

2 世帯の状況について

(1)	新潟市に居住していますが、住民票は別の市にあります。新潟市で補助されますか。	新潟市では、原則として新潟市に住民票のある方のみ補助の対象としています。それ以外の方は、住民票のある市町村での補助となります。ただし、特別な事情があり住民票を移すことができない方は、新潟市で補助対象となる場合がありますので、幼稚園にご相談ください。
(2)	祖父母とは同居していますが、生計は別です。祖父母の税額は合算されますか。	祖父母と生計が別でも、同じ家に居住されている場合や、公共料金の請求が一緒の場合は同居と考え、税額を合算しています(※父や母より税額が高い方1人のみ)。①二世帯住宅で、②公共料金の請求が別の場合は別居と考え、合算しません。
(3)	年度の途中で離婚(再婚)しました。補助金額は変わりますか。	離婚(再婚)された月以降の状況で再判定しますので、変更後の世帯状況で申込書を再度記入し、速やかに幼稚園に提出してください。

3 市民税所得割額について

(1)	市民税所得割額は、何をみれば分かりますか。	「課税証明書」のほか、「納税通知書」または「特別徴収税額の決定通知書」に記載されています(前ページ参照)。なお、年末調整後に交付される給与所得の源泉徴収票は所得税(国税)の帳票ですので、市民税の額は記載されていません。
(2)	税の書類が見当たりません。市民税の額が分からなくても申請できますか。	申請できます。ただし、他の市町村で課税されている方は、課税市町村(H25.1.1に居住していた市町村)で発行される平成25年度の課税証明書の提出が必要です。
(3)	祖父母の税額が合算されるのはどういう場合ですか。	園児と同居する祖父母や曾祖父母で、父や母より税額が高い方がいる場合です。例えば、祖父の税額が一番高い場合、祖父を「家計の主宰者」と考え、父、母、祖父の合計額で判定します。
(4)	父が海外に赴任中のため日本で課税されていません。何を提出すればよいですか。	昨年1年間(H24.1.1～12.31)の収入と控除の金額が分かるもの(赴任先で取得できる公的な証明書や、勤務先が発行する給与証明など)を提出してください。入手が難しい場合は、任意の様式に書き出したもので結構です。それらを基に市が税額を試算し、補助金の額を算定します。
(5)	補助金の申請書を幼稚園に提出したら、後日、税の申告をするように言われました。どうしたらよいですか。	次のような理由で、新潟市に税の情報がないと考えられます。お住まいの区の税担当課で申告をし、その申告書の写しを幼稚園に提出してください。 ＜考えられる理由＞「自営業でまだ申告していない」「昨年1年間、収入がなかったので、年末調整や申告をしていない」「専業主婦だが父の扶養から外れていた」など。

平成 25 年度

私立幼稚園 就園奨励制度について

この制度は、多くの子どもが幼児教育に恵まれるよう、私立幼稚園に通う児童の保護者の経済的負担を軽減するものです。新潟市が国の補助を受けて幼稚園に補助金を交付し、幼稚園は保護者の保育料を減免します。



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

1 補助の対象となる方

新潟市に住所を有し、平成 25 年度市民税 所得割課税額が、次ページの基準以下の世帯の方。

- ◆本年度の市民税所得割課税額が分からない方も申請できます。
- ◆税額は、父母および家計の主宰者の合計額(住宅ローン控除適用前の税額)です。

「家計の主宰者」とは

同居の家族で、今年度の市民税課税額が最も多い人をいいます。父母以外の同居の祖父母等が最多納税者である場合はこれにあたり、その方の税額も合算します。おじ・おばは含まれません。

2 提出書類

	提出書類	提出が必要な方
1	「平成 25 年度新潟市私立幼稚園 就園奨励費補助金 申込書」	申請者全員(園児 1 人につき 1 通提出)

下記 2～4 は、該当する方のみ提出

2	「平成 25 年度 市・県民税課税(所得)証明書」(父母、同居の祖父母・曾祖父母)	①平成 25 年 1 月 1 日現在、他市町村に居住していた方 ②平成 26 年 1 月以降に申請する方 ③市が税額を確認することに同意しない方
3	「生活保護受給証明書」	生活保護を受けている方
4	住宅ローン控除の金額が分かる書類(納税通知書など)の写し	平成 25 年 1 月 1 日現在、他市町村に居住し、市町村民税の住宅ローン控除を受けている方

- ◆平成 25 年 1 月 1 日現在、本市に居住していた方は、本市が課税内容を確認しますので、上表 2、4 は不要です。(申込書に押印が必要です)

3 提出・問い合わせ

提出先 在園している幼稚園

提出期限 平成 年 月 日

問い合わせ _____ 幼稚園 担当 _____ 電話 _____

7 月以降の申請は、受付月からの適用となりますので、ご注意ください。

